

改正バラスト水管理条約の円滑な施行を支援

(2020 年度)

報告書

2020 年 3 月 31 日

一般社団法人日本海事検定協会
検査第一サービスセンター

目次

1. 事業名及び事業の目的
 - 1.1 事業名
 - 1.2 事業の目的

2. 実施内容
 - 2.1 2020 年度実施内容

3. 実施結果及び考察
 - 3.1 実施結果
 - 3.2 考察

1. 事業名及び事業の目的

1.1 事業名

改正バラスト水管理条約の円滑な施行を支援

1.2 事業の目的

本事業は、改正バラスト水規制管理条約の円滑な施行を支援することを目的としている。

2017年9月に発効した船舶バラスト水規制管理条約は、海域間の外来生物の移動を防止するため、外航船へのバラスト水処理装置の搭載等を義務付けている。

本年11月16日～20日にIMOで開催予定のMEPC75では、バラスト水処理装置の船上搭載後の性能確認として、試運転にて処理された排水サンプルの分析を義務付けること等を含む船舶バラスト水規制管理条約の改正案が採択された。

この条約改正に伴い、発効日である2022年6月1日以降に船舶に搭載されるバラスト水処理装置は、試運転時にバラスト水の分析を行う必要がある。

但し、船籍国によっては条約発効日を待たずに強制施行を決定している国もある。

ところが、処理水のサンプル採取及び分析は、船舶船籍国及び船級の承認を得た検査員が実施しなければならない状況になる可能性が高く、国内外においてサンプル採取及び分析の実施者が不足する状況となると条約の円滑な施行が阻害される可能性があり、当協会は以下の事業を行うこととした。

- ア. 検査員の育成(対象：国内外の検査員)
- イ. サンプリング及び分析マニュアルの作成
- ウ. 関連規則及び情報の収集

2. 実施内容

2.1 2020 年度実施内容

2020 年度は以下の活動を実施した。

2020 年 10 月 30 日	MOL エンジニアリング株式会社訪問 事業に使用するバラスト水サンプリング及び分析装置の選定の為の調査、及び、情報収集
2020 年 11 月 10 日	一般財団法人日本海事協会訪問 実施者となる検査員の要件について、及び、条約改正の情報収集
2020 年 11 月 18 日	株式会社サタケ（サンプリング及び分析装置製造者）訪問 調達予定の機器の使用方法などについての研修受講 （検査員 5 名受講）
2020 年 11 月 25 日	船級 ABS 訪問 実施者となる検査員の要件について、及び、条約改正の情報収集
2020 年 11 月 25 日	船級 DNV-GL と Web 会議実施 実施者となる検査員の要件について、及び、条約改正の情報収集
2020 年 12 月 22 日	MOL エンジニアリング株式会社訪問 事業に使用するバラスト水サンプリング及び分析装置の選定の為の調査、及び、情報収集
2021 年 1 月	バラスト水サンプリング及び分析装置調達 （株式会社サタケ製 VOS01SP 及び VOA1000K）
2020 年 1 月	サンプリング及び分析マニュアルの作成着手

3. 実施結果及び考察

3.1 実施結果

2020年度は5名の検査員がサンプリング及び分析装置の製造者による装置使用方法についての研修を受講し、更に当該機器の調達を行った。

3.2 考察

2020年度は実際の訪船しての業務実施はなかったものの、来年度の実施に向けての準備が整いつつある状況であり、事業目的である条約の円滑な施行に向けて前進した。

以上